

# 地域生活支援員として活動しませんか？

熊本市社会福祉協議会では、認知症や障がいがある方など判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるようにお手伝いをしていただける「地域生活支援員」を募集しています！

**地域生活支援員の活動** 専門員（本事業担当の社協職員）と協力し、支援計画に基づき定期的に利用者宅を訪問し次の活動を行います。

- 福祉サービス利用援助及び日常的な金銭管理等、本会の依頼によるサービスの実施
- 利用者宅へ専門員と同行
- 月に1回から4回（支援計画に基づく回数）の支援、1回につき1時間程度

利用者の皆様が安心してご自宅で生活できるように支えるやりがいのある活動です

## 1 日常生活自立支援事業とは？

認知症や障がいにより一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と本人との「契約」に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理や重要書類の預かり・保管などの支援を通して高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした社会福祉法に定められた事業です。



## 2 地域生活支援員活動の流れ

- ① 活動日に社会福祉協議会区事務所に来所し、専門員（担当職員）と利用者の支援内容を確認
- ② 区事務所から利用者宅を訪問
- ③ 利用者宅にて郵便物や生活状況を確認、お届け金を渡し本人に確認してもらう書類に受け取りの署名をもらい、次回支援日を伝え退室
- ④ 利用者の様子や活動内容をまとめ訪問記録（本会様式）を作成し、専門員へ報告  
※活動日は、支援計画に基づく日となります（例：毎月第1月曜日、毎週金曜日 など）

**3 活動場所** 熊本市内（基本的にお住いの行政区にて活動していただきます。）

**4 雇用条件** 地域生活支援員としてご登録のうえ本会と雇用契約を結びます。  
活動報酬：1時間あたり900円（サービス提供に伴う交通費を含む）  
保険加入：労災保険、全国社会福祉協議会行事傷害補償保険（日自限定）

## 5 登録要件

- ① 熊本市内に在住の方
- ② 高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意を有し、心身共に健康な方
- ③ 利用者のプライバシーの保護に十分配慮し、守秘義務の原則を遵守できる方
- ④ 本会が開催する一定の研修を受講できる方

## お申し込み・問い合わせ先

熊本市社会福祉協議会 総合相談センター権利擁護班  
TEL (096) 247-7720 FAX (096) 327-5366  
e-mail : kenriyougo@kumamoto-city-csw.or.jp